第1章　計画策定の趣旨

1．計画策定の背景と目的

《母子家庭・父子家庭など「ひとり親家庭」の増加》

近年、離婚件数等の増加にともない、母子家庭や父子家庭などのいわゆる「ひとり親家庭」が全国的に増えています。

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を保護者が一人で担う直後からその生活は大きく変化し、子どもの養育、住居、収入など日常生活全般にわたるさまざまな困難に直面することになります。

特に母子家庭においては、子育てをしながら、収入面・雇用条件面でよりよい職業に就き、経済的な自立と生活の安定を図っていくことが、母にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、自立支援策の充実がこれまで以上に求められています。また、寡婦についても、収入が低い状況にあり、経済的不安のほか、加齢にともない健康面で不安を抱える人が多くなっています。

一方、父子家庭においては、すでに家計の担い手として就労している場合が多く、就労面や経済的な面で母子家庭ほどの困難をともなうことはないものの、子どもの養育や家事など生活面において多くの問題を抱えており、社会的な支援が必要となっています。

《「母子及び寡婦福祉法」の改正に基づく『自立促進計画』の策定》

このような状況を受け、国においては、ひとり親家庭等を対象とする施策を抜本的に見直し、新しい時代に的確に対応できるよう平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」を改正し、平成15年４月から施行しました。この改正は「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立・就業の支援」に主眼をおいたもので、その具体策の一つとして、地方公共団体における各種支援策を計画的に推進するための自立促進計画の策定を求めています。

泉南市では、平成17年３月に策定した「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」のなかで、「ひとり親家庭の支援」に関する施策の方向を示していますが、市内のひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を的確に把握したうえで、その自立を支援するための施策を総合的かつ計画的に展開していくために、「泉南市母子家庭等自立促進計画」を策定することとしました。

■ 泉南市母子家庭等自立促進計画□□□

2．計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に基づき、泉南市のひとり親家庭等の自立支援を総合的に推進するための「基本的計画」として位置づけるものです。

同時に、大阪府の母子家庭等自立促進計画や「第４次泉南市総合計画」を上位計画とし、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」など、各分野の関連計画等との整合・調整を図りながら策定するものです。

上位計画・関連計画における計画内容

第4次泉南市総合計画　基本構想・基本計画（平成14年3月策定）	
市の将来像	水・緑・夢あふれる生活創造都市　泉南
基本構想	**まちづくりの基本方向（施策の大綱）** **２．げんきなまち、やさしさのあるまち** ⑵ともに生きる社会づくり（抜粋） 子育て支援を総合的・計画的に推進し、すべての子どもが健やかに成長し、子どもをもちたい人が安心して子どもを生み育てることのできる社会づくりを進めます。また、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に努めます。
基本計画	**基本計画／第２章　げんきなまち、やさしさのあるまち** **第２節　ともに生きる社会づくり／４．児童福祉** **①相談体制の充実（抜粋）** ひとり親家庭の精神的な負担の軽減を図るため、母子相談員や民生・児童委員などと連携し、相談指導の充実に努めます。 **④生活援助の充実** ひとり親家庭における生活の安定と経済的自立を支援するため、母子家庭に対する年金や手当・貸付金制度などの充実とともに、父子家庭に対しても、母子家庭に準じた各種制度の整備を国・府に要請します。 **⑤自立促進対策の充実** ひとり親家庭の保護者が疾病・出産などにより、子どもの養育などが困難である場合には、子育て支援短期利用事業を推進します。また、介護を必要とする場合には介護人派遣制度の利用を促進します。 さらに、公共職業安定所との連携を図り、雇用情報の提供に努めます。また、時代に適応した技術・技能修得のための講座の開設を、府などと連携して行うように努めます。

■ 泉南市母子家庭等自立促進計画□□□

(2) 計画の対象

この計画は、母子及び寡婦福祉法第11条に定める「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、母子家庭・父子家庭及び寡婦を対象とします。

計画中の表記については、「ひとり親家庭等」は母子家庭・父子家庭・寡婦を、「ひとり親家庭」は母子家庭・父子家庭をそれぞれ指すものとして表現します。また、この計画における「寡婦」とは、配偶者がおらず、かつて配偶者のいない状態で20歳未満の子どもを養育したことがある人のことを意味します。

なお、ひとり親家庭の子どもを含め、すべての子どもとその親（保護者）を対象とする施策については、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」で定めていますが、この計画における施策のなかにも一部分含まれているものがあります。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの５年間とします。

ただし、国や大阪府、本市の上位計画の動向などにともない、適宜、必要な見直しを行います。

3．計画の策定体制

計画の策定にあたり、市内在住の母子・寡婦家庭の方々を対象とするアンケート調査を実施するとともに、児童扶養手当の現況届時の聞き取りなどを通じて、生活の実態や意識等の把握に努め、策定の基礎資料とします。

策定作業については、母子寡婦福祉会をはじめとする市民及び関係団体の代表、学識経験者、関係行政機関の職員等で構成される「泉南市母子家庭等自立促進計画策定委員会」を設置し、現況・課題の整理や施策の推進方向の協議を進めるとともに、事務局が作成する計画素案に対する審議を行っていただく予定です。